

(写)

介養協第3号
令和2年4月10日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた離職者を長期委託訓練生として受け入れる件（入学時期の延長を対応可能とする件について）

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本全国において、今後、雇用・経済の両面において大きな影響が出てくることが見込まれております。

今般、文部科学省総合教育政策局長より、「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について(通知)」(令和2年3月24日元文科教露1014号)によって、通知された内容を観ますと、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないものの、各介護福祉士養成施設側の判断により学事日程の変更や遠隔授業の活用等を行うことに当たっての留意事項が改めて周知されております。

これらの内容を基にして、現在の日本社会の状況に照らし、総合的に勘案しましたところ、今後、各会員施設が本年4月に実施する予定の入学式、もしくは、現在、ウイルス感染予防のため延期されている授業が開始された以後においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて離職される方々の発生が予測されることから、これらの離職される方々を長期委託訓練生として対応が可能な全国の各会員施設に新入学生として受け入れさせて頂くことが可能であることを申し上げる次第でございます。

この場合、上記の文部科学省の通知文に基づいて学校運営を実施すると、年度内の4月以降、5月から6月中に離職される方々の入学が可能となります。なお、入学式以降に入学された方々は、入学後において、夏季休業期間と冬季休業期間などの休業日程を利用して補習授業等を実施することにより、入学初年度に履修する必要のある教科目を修了することが可能でございます。

日本介護福祉士養成施設協会といたしましては、引き続きまして、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて離職される方々を長期委託訓練生として受け入れさせて頂くことが可能であることを申し上げる次第でございます。

つきましては、今後、新型コロナウイルスの蔓延の終息について具体的な目途がつかない現状において、本協会といたしましては、各会員施設が、全国各地において地域社会における役割を一層果たさせて頂く所存でございますので、この度の長期委託訓練生の入学時期の延長につきましてご検討を下さいます様謹んでお願い申し上げます。

以上